

補足事項

注1) 現場条件等からこれにより難しい場合とは・・・

社会的要請や現場条件の制約等（交通規制、出水期、完成時期等の制約）がある工事のこと。

なお、災害復旧工事（本復旧工事）であることのみを理由として週休2日工事の対象外とすることがないよう、留意すること。

また、週休2日工事における経費は、査定設計書において計上することが効率的な場合には、計上できるとされているため、留意すること（「令和5年災害手帳」（(一社)全日本建設技術協会）160頁参照）。

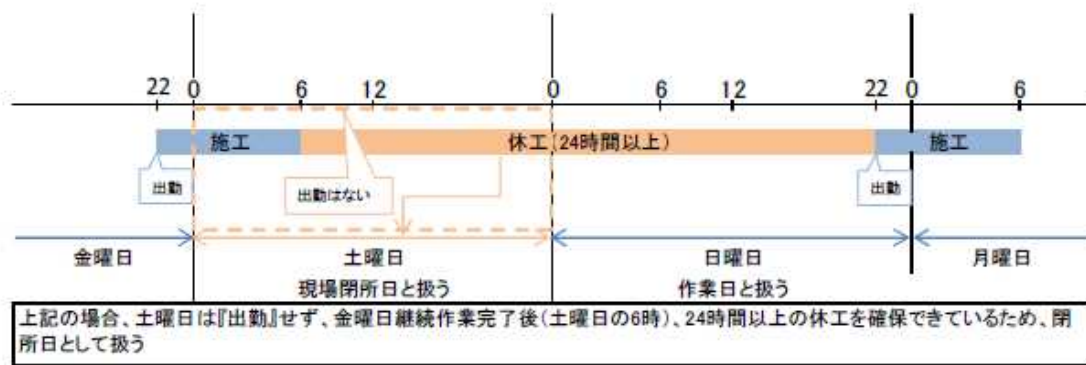
注2) 工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間の例・・・

工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間等のこと。

なお、要領第4の2の控除期間（発注者があらかじめ対象外としている内容）には、災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示等も含まれる。

また、現場閉所日とは要領第4の4に記載のとおり、予め定めた休工日のことをいい、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。休工日とは要領第4の5に記載のとおりとし、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態をいうが、通行制限に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り作業は現場作業から除くものとする。

夜間作業において出勤から作業終了までに曜日をまたぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、その曜日を現場閉所日とする。



現場閉所が困難な工事特性である工事（トンネル、ニューマチックケーソン工事等）についても、下記を参考に、当初発注時点において、発注者があらかじめ対象外としている内容と期間を現場説明書に明示することにより、週休2日工事の対象とすることができる。

2-1) トンネル工事

2-1-1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※ 切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合も対象期間としない。

2-1-2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※ なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

2-2) ニューマチックケーソン工事

2-2-1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

注3) 週休2日の対象外とする期間は、1週間単位を基本とする。

11月						
日	月	火	水	木	金	土
29 閉所	30	31	1	2	3 祝日閉所	4 閉所
5 閉所	6	7	8	9	10 豪雨被災	11 現場応急
← 11/5~11/11 対象外 →						
12 閉所	13	14	15	16	17	18 閉所
19 閉所	20	21	22	23 祝日閉所	24	25 閉所
26 閉所	27	28	29	30	1	2 閉所

図. カレンダーによるイメージ (例: 10日現場被災、11日応急対応を含む1週間を対象外)

注4) 現場閉所が困難な工事とは・・・

災害復旧工事のうち、随契を行うような応急復旧工事等、供用時期、施工時間、施工方法などに特別な制約がある工事のこと。